○国土交通省告示第千三百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県久米郡美咲町原田

字火焼田　二六七九番二

岡山県久米郡美咲町打穴西

字池ノ南向ヒ　四五五番六

岡山県久米郡美咲町打穴里

字湯谷下

一二九番

一三〇番

字高畑山

一三一番

一六七番二及び一六七番三

字ズリ場

一三二番

一三七番及び一三八番

字ずりば

一三六番一

一三九番

一四二番一

一四二番三

一三三番一及び一三三番二

一三四番及び一三五番

一四四番一

一四四番三

一四五番

一四六番一及び一四六番二

一四七番一及び一四七番二

一四八番一から一四八番三まで

一四九番一

一六六番

一六九番

一七〇番一から一七〇番三まで

一五一番及び一五二番

一五五番

一六五番一及び一六五番二

一七三番一から一七三番三まで

一七四番及び一七五番

字湯谷

字湯谷中そ祢

字岩ノ段

字北浦

字ふかた

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

岡山県久米郡美咲町打穴里

字高畑山ずそ　一二一番　二号

字高畑山　一三〇番　三号から五号まで

字北浦　一七三番三　六号

字上田　二七九番　七号

字ウヘ田　三〇〇番　八号

三〇〇番　一号

地先水路敷

○国土交通省告示第千三百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ゼンメイ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

長野県木曽郡木曽町福島

六四八六番四及び六四八六番五

六四八七番

六四八八番

六四八九番

六四九〇番

六四九一番

六四九二番

六四九三番

六四九四番一から六四九四番八まで

六四九五番

六四九六番一及び六四九六番二

六四九七番

六四九八番一及び六四九八番二

六四九九番

六五〇〇番イ及び六五〇〇番ロ

六五〇一番一から六五〇一番三まで

六五〇二番一から六五〇二番三まで

六五〇三番一から六五〇三番三まで

六五〇四番

六五〇五番

六五〇六番一及び六五〇六番二

六五〇七番一及び六五〇七番二

六五〇八番一及び六五〇八番二

六五〇九番

六五一〇番一及び六五一〇番二

六五一〇番四及び六五一〇番五

六五一〇番八及び六五一〇番一〇

六五一一番イ及び六五一一番ロ

六五一二番一及び六五一二番二

六五一九番一

六五二二番五

六五二二番九から六五二二番一二まで

六五二二番イ

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

長野県木曽郡木曽町福島

六五七三番五　一号

六五五五番四　二号

六五二二番一一　三号

六四八六番二　四号

六五五三番一　五号

地先道路敷

六五五三番一　六号

六五五三番三　七号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱八号から十三号までを順次結んだ線及び標柱八号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

長野県木曽郡木曽町福島

六五一二番一　八号及び十三号

六五一三番一　九号及び十二号

六五一四番二　十号

六五一三番三　十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

万郡沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二年建設省告示第三百四十二号で指定された区域を除く。）

長野県木曽郡木曽町福島

二一八五番　一号

二一六三番一　二号

二一六三番八　三号

二四二五番　四号

二四二八番　五号

○国土交通省告示第千三百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

所沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県佐久市内山

字処沢　一九八七番一　一号から六号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

馬沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県塩尻市大字木曽平沢

字南原　二三五八番　一号及び四号

二三五六番　二号

二三二四番二一　三号

二三二五九番　五号及び六号

二三二四番一三二　七号

二三二六一番二　八号

二三二八番一　九号及び十二号

二三九〇番四　十号

二三九〇番一　十一号

○防衛省告示第二百二十四号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十一月十七日

防衛大臣　稲田　朋美

期　間　平成二十八年十一月二十四日から平成二十九年一月二十五日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。